

茅ヶ崎市訓令第2号

庁 中 一 般
出先機関全般

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年茅ヶ崎市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 建築指導課の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。